

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための
基本的な指針」の改正案について

主な改正内容について（一部抜粋加筆）

1 基本的事項

・難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る。

・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障がいを有する者のニーズの把握に当たっては、障がい支援区分認定調査の行動関連項目の点数を集計することや療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者を把握することが重要である。

高次脳機能障がいを有する者については、障がい支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

難病患者については、多様な症状や障がいなどその特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障がい福祉サービスの利用

も含む支援体制を整備することが重要である。

・精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要である。また、市町村が体制整備に取り組む際には都道府県による協力や支援が求められるため、都道府県と市町村は日頃から相談支援業務に関して連携することが必要である。

・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

・地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和6年4月から、協議会の構成員に守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。

これを踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。

協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。

都道府県と市町村が設置する協議会が相互に連携し、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等も必要である。

・次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。

(一)幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

(二)地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

(三)地域のインクルージョン推進の中核としての機能

(四)地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

- ・地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画することの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが重要である。

- ・障がい児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。併せて、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制を構築していくことも必要である。

- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障がいを有する障がい児のニーズ把握に当たっては、管内の特別支援学校や障がい福祉サービス事業者等とも連携して特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。

高次脳機能障がいを有する障がい児については、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

2 成果目標

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。

・強度行動障がい有者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい有者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

・事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。

・障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るためには、就労選択支援事業について、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者が利用できるよう、都道府県等においては、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における就労系障がい福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要である。この際、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の動向や障がい者雇用に係る求人の状況といった、地域における障がい者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進することが望ましい。

・大学等に在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、関係機関等と連携して取り組むことのほか、就労移行支援について、標準利用期間（2年間）を超えて支給決定を行う場合や複数回利用希望があった場合に、個々の対象者の状況を勘案して判断されるよう適切に取り組むことが望ましい。併せて、重度障がい者については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が令和2年10月から開始したことも踏まえつつ、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握し、必要な支援体制を整えることが必要である。

・児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用

しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

- ・地域づくりに向けた地域自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

- ・障がい福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

3 計画の作成に関する事項

- ・令和4年障害者総合支援法等改正法において、指定障がい福祉サービス事業者等の指定等について、関係市町村長が都道府県知事に対し障がい福祉計画又は障がい児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができること等とする仕組みが創設されたことに伴い、地域の事業者と連携、協力して障がい者等の支援体制の構築を推進するためには、障がい者等のニーズを的確に把握し、市町村障がい福祉計画等に位置付けることが重要である。

- ・障がい者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障がい者等のニーズについても把握することが望ましい。

- ・障がい福祉計画等は、3年を1期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市

町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障がい福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について3年を1期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。

4 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

・学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障がい者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある。

・障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。

- (一) 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- (二) ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- (三) 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- (四) 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

※活動指標について

- ・生活介護、短期入所、共同生活援助（グループホーム）

当該利用者数のうち、強度行動障がいや高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

- ・ペアレントトレーニング等の支援プログラム

プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。

- ・精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

- ・基幹相談支援センター

個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込みを設定する。

- ・地域自立支援協議会

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。